令和五年	○・九五	一・○五
令和六年	一・○○	一・○五
令和七年	一・○二五	一・○七五
令和八年	一・○五	一・○七五

令和五年	○・九五	一・○五
令和六年	一・○○	一・○五
令和七年	一・○二五	一・○七五

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法　規　的　告　示

○金融庁告示第六号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和八年三月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（ミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算） **第二十六条**　［略］ ［２・３　略］ ４　ミドルバケット資産が、保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、第一項の計算において当該資産のリスク修正控除後スプレッドを考慮するものとする。この場合においては、当該資産のリスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとし、ローリングヘッジ（満期のあるデリバティブ取引において、銘柄の乗換え等により満期日以降も継続することでヘッジ期間を延長することをいう。次条第二項第二号において同じ。）を行っているときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後におけるリスク修正控除後スプレッドに、20％又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨とし当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50％を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を控除するものとする。 （ミドルバケットの調整後スプレッドの計算） **第二十七条**　［略］ ２　前項第二号のCF$_{s}^{A}$において、対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合には、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを資産のキャッシュ・フローから控除するものとし、第二号に該当するときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における当該資産のキャッシュ・フローに、20％又は別表十四において当該保	（ミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算） **第二十六条**　［同左］ ［２・３　同左］ ４　ミドルバケット資産が、保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、第一項の計算において当該資産のリスク修正控除後スプレッドを考慮するものとする。この場合においては、当該資産のリスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとし、ローリングヘッジ（満期のあるデリバティブ取引において、銘柄の乗換え等により満期日以降も継続することでヘッジ期間を延長することをいう。次条第二項第二号において同じ。）を行っているときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後におけるリスク修正控除後スプレッドに20％又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨、当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50％を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を控除するものとする。 （ミドルバケットの調整後スプレッドの計算） **第二十七条**　［同左］ ２　前項第二号のCF$_{s}^{A}$において、対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合には、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを資産のキャッシュ・フローから控除するものとし、第二号に該当するときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における当該資産のキャッシュ・フローに20％又は別表十四において当該保険